

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○平成二十六年東京都告示第四百六十三号 (旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託) の一部改正…………… (生活文化局都民生活部旅券課) ……一

○都市計画事業の事業計画の変更認可 (二件) ……一…………… (都市整備局都市づくり政策部緑地景观課) ……一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) ……一…………… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……一

○生活保護法による介護機関の指定……………一…………… (福祉保健局生活福祉部保護課) ……四

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一…………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……九

告示

○東京都告示第二百三十五号
平成二十六年東京都告示第四百六十三号 (旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託) の一部を次のように改

正する。

平成二十七年二月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

「文京区西片一丁目十五番十五号 KDX春日ビル十階」を「新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル六階」に改める。

●東京都告示第二百三十六号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百十三号三鷹都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 施行者の名称 三鷹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第三・三・四号大沢の里公園
- 三 事業施行期間 平成十五年二月七日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千百二十八号

三鷹都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 施行者の名称 三鷹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第二・二・三十二号野崎三丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十二年八月三十一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十八号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

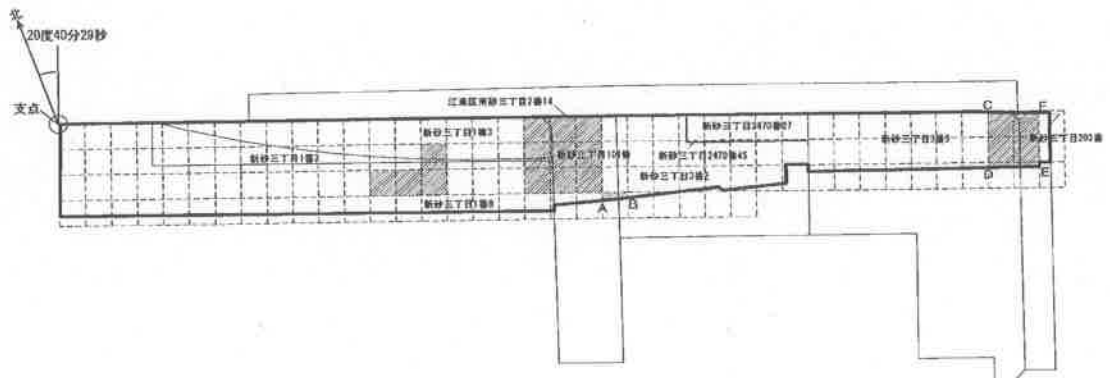
平成二十七年二月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区南砂三丁目地内及び同区新砂三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【軸子の回転角度(20度40分29秒)】
 軸子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている軸子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 ■■■■■ 部分変更時預出区域
 - - - - - 専有区域
 - - - - - 敷地境界
 - - - - - 専有境界

【支点】
 支点は、江東区新砂三丁目1番8の最北端とする。

【境界点座標】
 支点 (X: -34692.055, Y: -384.001)
 A (X: -34797.116, Y: -291.192)
 B (X: -34799.858, Y: -191.518)
 C (X: -34819.233, Y: -48.214)
 D (X: -34839.689, Y: -94.933)
 E (X: -34846.556, Y: -38.148)
 F (X: -34826.890, Y: -30.728)

※支点及び境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。